

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	世界貿易機関（WTO）拠出金	種別	任意拠出金	30年度 予算額	26,933千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	世界貿易機関（WTO）						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>（1） 設立経緯等・目的：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、1994年に合意に至った世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協定に基づき、1995年1月1日に設立された国際機関。 ・本部：ジュネーブ（スイス）、加盟国：164か国（2017年12月時点） ・WTOは、貿易に関連する様々な国際ルールを定めているWTO協定（WTO設立協定及びその附属協定）の実施・運用を行うと同時に、新たな貿易課題への取組を行い、多角的貿易体制の中核を担っている。 <p>（2） 拠出の概要及び成果目標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件拠出金は、日本を含め先進国の任意拠出による、WTO内に創設されたグローバル・トラスト・ファンドに拠出し、開発途上国の交渉能力不足や新分野への理解不足などの解消を目的とした技術協力のための事業経費に充てられる。加盟国の約3分の2を占める開発途上国、特に後発開発途上国（LDC）のニーズに応じた技術支援を行うとともに、訓練の強化を行うことを目標とする。 						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> ・WTOは、①貿易自由化・ルールづくりのための交渉、②協定履行監視、③紛争解決制度の3つの機能を持つ。 ・拠出金の目的である途上国開発分野では、WTO加盟国の約3分の2を占める開発途上国、特にLDCが、その経済開発のニーズに応じた貿易量を確保できるよう、隔年で実施の閣僚会議で途上国向けの様々な決定がなされてきたほか、主に貿易と開発委員会（CTD）会合において定期的に議論されている。 ・また、開発途上国の、WTO協定に基づく義務履行能力の向上や交渉能力不足の解消等を目的として、先進国の任意拠出によるグローバル・トラスト・ファンドを通じて、途上国に対してWTOの各協定や新分野に関する理解促進、技術協力プログラム（ジュネーブ（スイス）でのトレーニング、各地域におけるセミナーや各国への専門家派遣など）が実施されている。 ・これらの研修事業については、研修対象国内からのWTOの専門分野におけるトレーナーの発掘や、研修場所の確保に努めることで、事業の持続可能性を追求し、途上国の能力構築に努めている。 ・本拠出先であるグローバル・トラスト・ファンドは、開発途上国のWTO協定に基づく義務履行能力の向上や多角的貿易体制への理解、交渉能力強化等を目的として、WTO単体で運用している唯一の基金であり、2017年に実施された途上国支援プログラムでは、参加人数が約18,500人にのぼった。 ・2017年7月、WTOは、経済協力開発機構（OECD）、国際連合貿易開発会議（UNCTAD）、世界銀行及び国際貿易センター（ITC）等と協力・連携して、“Aid for Trade at a Glance 2017: Promoting Trade, Inclusiveness and Connectivity for Sustainable Development”を発行。 ・日本は、通常隔年で開催される閣僚会議及び年2、3回開催される非公式閣僚会合に、常に政務クラスが参加し、多数国間の議論、意思決定に日本の意見を反映させている。また、河野外務大臣が2017年11月のAPEC閣僚会議出席の際及び2018年4月のジュネーブ出張の際にアゼベド事務局長と会談を行う等、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部を含め、様々なレベルでWTO事務局側と意見交換を行い、日本として自由貿易の旗手として多角的貿易体制を牽引していく決意とともに、日本としての関心事項等をWTO事務局側に伝達・働きかけるようにしている。 ・日本は持続可能な開発目標（SDGs）のターゲット8a「貿易のための援助」に特に力を入れて取り組んでおり、トップドナーとしてWTOにおける途上国の開発に関する議論を牽引している。 						
2 組織・財 政マネジメ ント	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 対象年度：2016年、実施主体：ドイツ連邦会計検査院（the German Supreme Audit Institution）、報告・提出月：2017年6月、結果及び対応：特段の指摘事項なし ・内部監査 対象年度：2016年3月～2017年6月、報告・提出月：2017年7月、結果及び対応：特段の指摘事項なし 						

	<ul style="list-style-type: none"> ・財政状況の報告 報告・提出月：2017年6月（2016年度） ・2016年、開発コンサルティング会社「Saana Consulting」による事業評価が行われ、途上国における研修参加者のジェンダー平等について指摘がなされたため、女性の参画を促すためのアプローチを採用している。また、研修内容の向上を図るため、トレーナー自身の研修や、トレーナーの評価の必要性についても指摘があり、同研修についてはトレーナーの有志を対象に行っている。 ・日本は、WTO 行財政委員会において、組織・財政改革の重要課題である人件費の抑制及び職員構造の改革に関し、WTO による正確な指標と分析に基づいた頻繁なアップデートを求める旨発言し、多くの国から支持されている。 						
<p>3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本拠出は、WTO 協定に基づく途上国の義務履行能力の向上や交渉能力不足の解消等、貿易能力の底上げを実現する上で極めて有効であり、途上国が加盟国の約3分の2を占める WTO における日本の発言力向上にも資するものである。特に貿易と開発の関係をめぐり WTO 加盟国の中でも大きな見解の違いがある中で、日本としてこうした異なる見解の間を橋渡しし建設的な役割を果たすことを可能にしている。 ・拠出金による直接の成果は、上記1のとおり。 ・WTO は、途上国の開発について議論を行っている CTD 会合において、本拠出についてのレポートを発行し、各国がモニタリングを行っている中、日本は同会合に積極的に参加し、議論をリードしている。 ・WTO の最高意思決定機関である隔年開催の閣僚会議の会期間において、その任務を代わって遂行する WTO の常設機関の中で最高機関である一般理事会の議長を、2018年3月から伊原在ジュネーブ国際機関日本国政府代表部大使が務めている。 ・WTO が実施する途上国のキャパシティビルディングは、日本の二国間支援の方針である平成30年開発協力重点方針の重点「③途上国と共に『質の高い成長』を目指す経済外交・地方創生への貢献」と整合的である。また、途上国の WTO 協定上の義務の履行能力や多国間交渉における交渉能力の向上を図るために、WTO 事務局が行う WTO 協定に特化した研修・セミナーやインターンシップ等は、日本を含めて他の機関等には実施できないものであり、日本の多角的貿易体制の維持・強化のための取組を補完する役割を担っている。 ・アゼベド WTO 事務局長は、2017年5月の来日の際には安倍総理大臣表敬、岸田外務大臣（当時）、滝沢外務大臣政務官（当時）他関係閣僚等との会談したほか、「日本国と世界貿易機関による共同声明」を発出した。また、2017年10月以降も WTO 閣僚会議や非公式閣僚会合等の機会に日本の要人（世耕経済産業大臣、岡本外務大臣政務官等）がアゼベド事務局長と会談しており、特に河野外務大臣は、2017年11月の APEC 閣僚会議出席の際及び2018年4月のジュネーブ出張の際にアゼベド事務局長と会談している。2018年4月の会談では、河野外務大臣から、日本は自由貿易の旗手として、WTO と緊密に連携しながら、電子商取引等の今日的な課題に取り組むこと等を通じて、多角的貿易体制を牽引していく決意である旨述べ、アゼベド事務局長からは、電子商取引の取組を含む日本のリーダーシップを評価するとともに、世界の貿易を巡る現下の情勢も踏まえ、多角的貿易体制の維持・強化のために WTO として日本と一層協力していきたい旨が表明された。 						
<p>4 日本人職員・ポストの状況等</p>	<p>加盟国等の数</p>	<p>全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)</p>	<p>うち、 日本人職員数</p>	<p>うち、 日本人幹部職員数</p>	<p>日本人職員の比率 (2017年12月末時点)</p>	<p>日本人職員数 (前年同時期)</p>	<p>日本人幹部職員数 (前年同時期)</p>
<p>164 (EU を含む)</p>		<p>385</p>	<p>5</p>	<p>0</p>	<p>1.3%</p>	<p>4</p>	<p>0</p>
<p>その他特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WTO 事務局は GATT 時代から、能力（メリット）ベースで採用を決めてきた伝統があり、また、給与を出向元が負担する形であっても出向を受け入れていない等、日本人職員の採用をめぐっては独自の事情がある。 							
<p>5 PDCA サイクルの確保等</p>	<p>PLAN</p>	<p>WTO からの拠出要請があり、日本は予算計画及び用途予定を入手し、日本の関連政策（開発協力大綱、アフリカ開発会議（TICAD）での取組等）に照らしつつ、予算要求。</p>					
	<p>DO</p>	<p>WTO 事務局は予算を分配し、事業を実施。日本は、在ジュネーブ国際機関日本国政府代表部が中心となって、一般理事会や行財政委員会等の各種委員会に参加し、WTO の活動をモニタリング。</p>					
	<p>CHECK</p>	<p>日本は、WTO 行財政委員会における財務報告書等の内部監査報告書、ドイツ連邦会計検査院による外部監査報告書により予算の適正な使用を確認し、より効果的な機</p>					

		関の運営に係る要改善事項を提示。
	ACT	WTO 事務局は、日本からの提言を受けて、適宜対応。 ・日本からの拠出金は、用途を特定せず、途上国向け事業を行うグローバル・トラスト・ファンドに組み入れられるため、日本からの拠出金のみを特定することはできない。
担当課室名		国際貿易課